

第2次 小平市子ども読書活動推進計画

—子どもが本と出会うために—



平成22年3月

小平市教育委員会

目 次

第1章	これまでの成果と課題	
1	第1次計画の策定	4
2	第1次計画における取組と成果	4
(1)	家庭での本との出会い	4
(2)	地域での本との出会い	4
(3)	図書館	5
(4)	学校	7
(5)	児童課	8
(6)	健康課	8
(7)	生涯学習推進課	8
(8)	公民館	8
(9)	保育園・幼稚園	8
(10)	児童館・学童クラブ	9
3	第1次計画での課題	10
(1)	家庭	10
(2)	図書館	10
(3)	学校	11
4	児童図書の貸出状況と児童・生徒の読書傾向	12
(1)	市立図書館の児童図書と学校図書館の図書の貸出冊数	12
(2)	小平市の児童・生徒の読書状況	13
5	子どもと読書を取り巻く状況	16
第2章	第2次計画の基本的な考え方	17
1	計画の位置付け	17
2	子どもの読書活動推進に関わる動き	17
(1)	国	17
(2)	東京都	17
3	基本目標	18
4	計画の期間	18
5	計画の対象	18
第3章	推進のための具体的な取組	19
1	家庭における読書活動の推進	19
(1)	3～4か月児健康診査時を利用した絵本リスト等の配布	19
(2)	公民館の「家庭教育講座」の充実	19
(3)	図書館の行事等	20
(4)	保護者を対象とした東京都の子どもの読書に関する相談事業等の紹介	20

2	学校における読書活動の推進	20
(1)	「指導の重点」(教育課程)に読書活動を明記	20
(2)	年間読書指導計画の作成と実施	20
(3)	学校図書館の充実と校内の読書環境の充実	21
(4)	図書資料の充実	21
(5)	校内体制の整備	22
(6)	学校の読書活動を支える人材	22
(7)	司書教諭等対象の研修、業務の支援	22
(8)	特別支援学級における取組	23
(9)	啓発・広報の充実	23
(10)	小・中学校の図書委員会活動	23
3	図書館における読書活動の推進	24
(1)	資料の充実	24
(2)	施設・設備の充実	24
(3)	サービスの充実	25
(4)	児童図書に関する講演会・行事	25
(5)	特別な支援を必要とする子どもへの支援	26
(6)	地域の学校等との連携	26
(7)	市内の公共施設の子どもの本の充実に対する支援	28
(8)	専門的人材の育成・配置	28
4	地域における読書活動の推進	28
(1)	保育園での読書活動の推進	28
(2)	幼稚園での読書活動の推進	29
(3)	児童館その他の公共施設での読書活動の推進	29
(4)	家庭文庫・地域文庫での読書活動の推進	29
5	地域の力を生かした読書活動の推進	30
(1)	ボランティア等の育成、研修事業の実施	30
(2)	ボランティア等による自主的な活動の支援	30
6	読書推進体制の整備	31
7	啓発・広報	31
(1)	子ども読書の日等における啓発事業の実施	31
(2)	啓発資料等の普及	31
(3)	図書館行事等の実施	32
(4)	ホームページや広報の活用	32
第4章	実施のための計画	33

参考資料 巻 末

- 資料 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 資料 2 「小平市子ども読書活動推進計画」改定に当たっての基本方針
- 資料 3 小平市立図書館条例・小平市立図書館条例施行規則（抜粋）
- 資料 4 小平市図書館協議会委員名簿
- 資料 5 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱
- 資料 6 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会委員名簿
- 資料 7 学校図書館との連携推進事業研究会議委員名簿
- 資料 8 小平市子ども読書活動推進計画策定経過
- 資料 9 小平市立図書館の児童サービス状況
- 資料10 「児童・生徒の読書の状況に関する調査」結果（平成15年度・平成19年度）
- 資料11 学校図書館蔵書数
- 資料12 「小平市子ども読書活動推進計画のための乳幼児読書アンケート」結果

第1章 これまでの成果と課題

1 第1次計画の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月に施行され、第9条第2項に「市町村は、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」と定められています。

小平市教育委員会は、平成17年3月に第1次となる「小平市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

ここでは、すべての子どもが読書に親しむ気運を高めるとともに、市民全体が読書に親しみ、読書を通して心豊かな生活を送ることができるような環境の整備や施策の推進に努めることを目的とし、家庭・学校・地域・図書館等が連携しながら、小平市における子どもの読書活動の推進に努めるために必要な施策を示しています。

2 第1次計画における取組と成果

(1) 家庭での本との出会い

健康課が実施している3～4か月児健康診査時に、図書館コーナーを設置して図書館の児童サービス担当職員が、赤ちゃん絵本リストにある絵本の紹介、図書館案内、図書館利用者登録申込書の配布を行っています。市内の各図書館では、配布している絵本リストに掲載した絵本を大勢の方に手に取って見られるように整備しました。健康診査の後、図書館職員に絵本についての質問をする方や、親子で図書館を訪れ、絵本コーナーで赤ちゃん絵本を見たり、「絵本のへや」に参加する保護者が増えています。

この事業はその後の図書館利用につながるほか、子どもにとっての初めての読書の大切さを伝える事業として、健康課と図書館が連携し、健康診査の流れの中で実施方法を研究、検討しながら実施しています。

(2) 地域での本との出会い

小平市内の子ども文庫は、昭和47年から、「子どもたちの身近に本を」を合言葉に、家庭の一室や集会所の一角に本棚を置き、持ち寄った本や図書館の団体貸出用図書を利用して運営されてきました。本の貸出を行うほか、おはなし会などの行事も行って、地域の子どもたちに本を手渡し、本の楽しさ、面白さを伝えてきました。図書館のネットワークが充実した現在でも小さなお子さんを持つ地域のお母さん方のよりどころとなっています。

現在、子ども文庫は4文庫と減ってしまいましたが、小平市子ども文庫連絡協議会としておはなし会や読み聞かせ、子どもの本に関する講演会などを通じて、

子どもたちへ本との出会いを届けています。おはなし会の出前である「いとぐるま」の活動は、小平市子ども文庫連絡協議会の事業報告によれば平成20年度には、保育園、幼稚園、児童館、小学校、中学校など24か所を訪れ196回のおはなし会を実施しています。中学校への出前では普段「聞くこと」が苦手な生徒たちも集中しておはなしを聞き、「物語」に触れる良い機会となっているようです。

平成19年度からは、学校の放課後や休日に地域の方々の参画を得て実施されている放課後子ども教室事業の中で、紙芝居や読み聞かせ、おはなし会などが行われています。

(3) 図書館

おはなし会・絵本のへや

子どもたちが本に親しむきっかけ作りとして、図書館では、おはなし会や絵本の読み聞かせなどの行事を通じて子どもにおはなしの楽しさを伝え、本に親しむ機会を提供してきました。おはなし会は、保護者や子どもにとって本と接する良い機会となっています。平成21年度には、各地区図書館が新たな試みを実施し、「おはなし会・父の日スペシャル」にはたくさんのお父さんの参加がありました。夏の「夜のおはなし会」も子どもたちに好評でした。

乳幼児のための絵本の読み聞かせや手遊びを行う「絵本のへや」事業は、親子で絵本を楽しむ時間であるとともに母親同士の交流の場にもなっています。



☆おはなし会：昔話などを語ります☆

乳幼児用ブックリストの配布

健康センターでの3～4か月児健康診査では、児童担当職員が図書館で喜ばれた絵本を紹介したパンフレット「よんでよんでの絵本みつけた！」の中の赤ちゃん絵本の読み聞かせの実演をするなどして、赤ちゃん絵本を楽しんだり、本を読んであげることの大切さを伝えています。図書館案内も一緒に配布しており、住まいに近い図書館の「絵本のへや」に訪れる親子も増えており、平成18年度は1,366人でしたが、平成20年度には1,791人が参加しました。

学校との連携推進

小学生の図書館見学、中学生の職場体験を市内の全図書館で積極的に受け入れ、図書館を身近に感じ親しみを持って利用するきっかけとなるようにプログラムを工夫しています。学校からの求めに応じて児童担当職員が学校へ出かけて、テーマごとのブックトークを実施するなど学校への様々な支援を開始しています。

また、学校との連携の推進を図るため、司書教諭や学校図書館担当教諭との連絡会議を毎年開催し、連絡会議には市内の小・中学校でおはなし会などを行っている小平市子ども文庫連絡協議会のメンバーも参加しています。

平成18年度からは、中央図書館に学校図書館相談員2名を配置して市内の小学校と中学校の学校図書館の巡回を開始しました。平成20年度には、小学校を中心に延べ303回訪問して、学校図書館システムの活用法やコンピュータの運用、学校図書館整備の支援を行いました。司書である学校図書館相談員による選書などへの適切なアドバイスや提案は、先生方に喜ばれ信頼を得ています。更に、平成18年度から3年間の国の研究委託事業である「学校図書館支援センター推進事業」を実施し、中学校に学校図書館協力員を配置しました。また、調べ学習用図書の集配、学校図書館利用ガイドブックの作成を行うなど、児童・生徒の図書を活用した授業の支援に取り組みました。学校図書館協力員による図書整理、季節の本の展示などによって、学校図書館が明るく生まれ変わり生徒たちが足を運ぶようになりました。

学校図書館協力員の研修は、中央図書館で毎月行っており、中学生へのおすすめ本をテーマごとに紹介した冊子「My Favorite Books ～誰がなんといってもこの本が好き！～」を作成しました。

平成21年度からは、学校図書館との連携推進事業により、引き続き各学校への図書の集配業務と中学校への学校図書館協力員の配置を実施し、学校図書館に対する支援を行っています。

夏休みには、図書館からのおすすめ本リストを市内の小・中学校を通じて児童・生徒全員に配布しています。図書館ではリストの本を複数用意して分かりやすく展示し、保護者や子どもたちの図書館利用の推進を図りました。



☆小学校でのブックトーク☆

図書館資料の充実

魅力ある図書館資料の整備については、新刊図書の購入と子どもたちに読みつがれてきた基本図書の買い替えなどを並行して行い、調べ学習に役立つ図書については、内容を吟味して整備を進めました。

行事・広報

保護者や読書に関心のある市民を対象とした保育付きの講座・講演会や児童向け講演会の開催、展示コーナーを活用した原画展、図書の展示、ブックリストの配布等を実施しました。市報「図書アラカルト」のコーナーや図書館ホームページでは本の紹介などを行って、子どもの本の情報提供にも努めました。

(4) 学校

児童・生徒の読書の状況

子どもたちの学校における読書の状況は、平成20年度の児童・生徒への貸出冊数を見ると、市内小・中学校27校でおよそ22万冊の図書が貸出されています。学校図書館の一人当たりの貸出冊数を見ると、小学校は20冊でした。

また、協力員が配置されて利用が進んでいる中学校は平成18年度は1.6冊でしたが、平成20年度は3.2冊と2倍になっています。

学校図書館活用計画により各教科における図書利用の促進、読書時間の確保などで学校の図書館が活用され、貸出が増加しています。

学校図書館のデータベース化と図書館活用

第1次計画に取り組む中で、小平市では、図書館と小・中学校の教職員を中心に学校ボランティアの協力を得て、文部科学省が進めている学校図書館のデータベース化を平成17年度末までに実現しました。平成18年度からは、中央図書館に配置された学校図書館相談員が市内の小・中学校の学校図書館を巡回し、配置されたコンピュータの運用と学校図書館整備の支援を開始しています。

更に、平成18年度から3年間の「学校図書館支援センター推進事業」を実施する中で、中学校には図書館協力員が配置され、調べ学習用図書の集配システムの試行が始まりました。また学校図書館支援センターに所属する学校図書館アドバイザーを中心に、図書館を活用した授業計画の指導や、専門家による学校図書館の改善指導等が行われ市内の学校図書館の整備が進みました。

学校図書ボランティア

本の読み聞かせや図書の整理などに、平成20年度は延べ7,294人の学校図書ボランティアが協力しました。また、学生ボランティアの活動も増えています。



☆学校図書館のデータベース化：先生、ボランティア、図書館職員が一緒に取り組みました☆

(5) 児童課

子ども家庭支援センターで作成している「子育てガイド」に図書館案内を掲載して、平成20年度は10,000部を発行し、配布しています。おはなし会などの図書館行事も掲載し、子どもの図書館利用を呼びかけています。

(6) 健康課

3～4か月児健康診査時に図書館コーナーを設け、保護者に向けての絵本リストの配布をしています。平成20年度は、年間24回1,538人に赤ちゃん絵本リスト、図書館案内、図書館利用者登録申込書の配布を行いました。

(7) 生涯学習推進課

学校図書ボランティアに対し、学校や図書館等を会場にして、本に関する講座、読み聞かせ・図書の補修の研修等を実施しました。平成20年度は「小平地域教育サポート・ネット事業講座」の中で17回実施され前年度の約2倍の開催となっています。

(8) 公民館

公民館の「家庭教育講座」では、講座のなかに「絵本」や「わらべうた」など、本や子どもの読書に関する講義内容を組み込んで、毎回、好評を得ています。絵本やわらべうたは、家庭での読書の啓発として重要な役割を果たしています。平成21年度には、図書館職員が絵本の紹介を交えて、乳幼児期の読書についての講師を務めました。

(9) 保育園・幼稚園

保育士による絵本の読み聞かせを日常的に行っており、ボランティアによる読み聞かせの会を受け入れている園もあります。またその年齢にあった本の紹介をする取組も行っています。保育士は研修機会も多く、子どもの身近にいる

大人としてとても大きな存在です。保育園では、保護者に向けて本の紹介をしている園もあります。

平成20年度には、小平市子ども文庫連絡協議会の「いとぐるま」によるおはなし会が、保育園9園、幼稚園2園で延べ81回も行われました。

(10) 児童館・学童クラブ

市内に2館ある児童館では、ボランティアの協力による読み聞かせや紙芝居の会などを定期的に行っており、乳幼児から子どもたちが本や物語に親しむ良い機会となっています。平成20年度におはなし会などの行事に参加した子どもや保護者は、延べ1,344人となっています。花小金井南児童館、小川町二丁目児童館の図書コーナーは充実しており、それぞれ約800冊の絵本や図鑑、読み物が用意されており、ここでは本を読む子どもの姿を見ることができます。

また、保護者が仕事などで留守となる、低学年の子どもたちが放課後を過ごす学童クラブは、小学校19校に26か所設置されており、その図書コーナーには約7,320冊（マンガを含む。）の本が置かれていて、子どもたちに利用されています。



☆児童館の図書コーナー：児童課と図書館が連携して絵本や図鑑などを選びました☆

3 第1次計画での課題

(1) 家庭

図書館で平成21年5月に実施した「乳幼児読書アンケート」※₁によると、図書館を訪れる家族の90%で家庭での読み聞かせが行われています。なかでも「お父さんが読み聞かせをしている」率が24%に上っています。若い世代の父親の育児の傾向と、読み聞かせが子育ての中に定着してきた現代の特徴を見ることができます。しかし、全国的な調査※₂によると家庭での読み聞かせは、就学前の子どもの74.5%にとどまっています。小平市でも引き続き、赤ちゃんとのふれあいを大切にし、幼いときから絵本の楽しさを知ってもらい、父親も参加し子どもと読書をする環境作りを支援し、家庭での読書活動を推進するために、啓発や広報に努めていく必要があります。

※1 参考資料12 「小平市子ども読書活動推進計画のための乳幼児読書アンケート」 平成21年

※2 「全国家庭児童調査結果の概要」厚生労働省 平成16年

(2) 図書館

おはなし会・絵本のへや

図書館では、最初の図書館である現在の仲町図書館が開館して以来、各図書館で「おはなし会」などを行って、子どもたちに読書に親しむ機会を提供してきました。乳幼児と保護者のための読み聞かせの会である「絵本のへや」事業は、平成5年から開始しました。図書館の児童図書の貸出冊数は毎年増加していますが、図書館で行われるおはなし会の参加人数は、減少傾向にあります。乳幼児読書アンケートの結果を見ると、おはなし会の土曜日や日曜日の開催を望む意見も寄せられ、実施時間等の工夫が求められています。

子どもの図書館利用とティーンズサービス

子どもの図書館の利用に関して、平成20年度の図書館の登録率は、乳幼児は26.2%ですが、小学生と中学生は100%、高校生も90.6%という高い水準にあります。しかし利用率を見ていくと、小学生は62.3%、中学生は31.2%、高校生は23.6%となっています。学齢前の乳幼児の利用の推進と、利用が大きく減少するティーンズへのサービスの充実も大きな課題です。

学校との連携推進

学校図書館との連携推進事業が開始されて学校との連携が進んできていますが、学級文庫への団体貸出の集配システムの整備や学校から希望される調べ学習用図書の整備等が課題となっています。

図書資料の充実

乳幼児読書アンケートには、新刊図書の購入等にも意見が寄せられ、子ども

たちと保護者にとって魅力ある本をいかに揃えていくかが求められています。

行事・広報

乳幼児読書アンケートでは、おはなし会などの行事そのものを「知らなかった。」という意見も10.7%あるため、市報や図書館ホームページの「こどもとしょかん」の充実を含め、広報の効果的な活用についての検討も必要です。

(3) 学校

児童・生徒の読書の状況

平成19年12月に実施された東京都の「児童・生徒の読書の状況に関する調査及び学校における読書活動等に関する調査」によると、小平市の小学生の7.8%、中学生の27.3%が最近1か月に本を1冊も読んでいないという結果が報告されています。

毎日新聞社と全国学校図書館協議会が共同でまとめた第54回学校読書調査（平成20年6月）に示された小学生5%、中学生14.7%という不読者（1か月に1冊も読んでいない者）の割合と比較すると、本市において取り組んできた子どもの読書活動の推進が、全学年にわたり十分効果を上げていない状況がうかがえます。しかし、学校図書館協力員が配置された中学校の不読者の率を平成15年度の調査と比較すると1年生と3年生では減少していることが分かり、小学校への協力員の配置が課題となっています。

学校図書館の蔵書

学校の蔵書の学校図書館図書標準の達成状況については、小・中学校全体では、平成20年度には、小学校が92%、中学校が101%の達成率となっており、年ごとに整備が進んでいます。蔵書の総冊数は小学校が165,965冊、中学校が98,910冊となっています。しかし、各校ごとの達成率は市内の小学校の42.1%、中学校の37.5%が達成しているのみとなっており、全校の達成には時間がかかっています。学校によっては、内容情報が古い図書等を廃棄し、買い替えを進めながら図書標準の達成に取り組んでいることも原因の一つと考えられます。学校図書館を読書センター、情報センターとして活用するために引き続き、蔵書冊数の学校図書館標準の全校達成に取り組み、蔵書内容の充実を図るため購入方針や廃棄基準などを整備していくことが求められます。

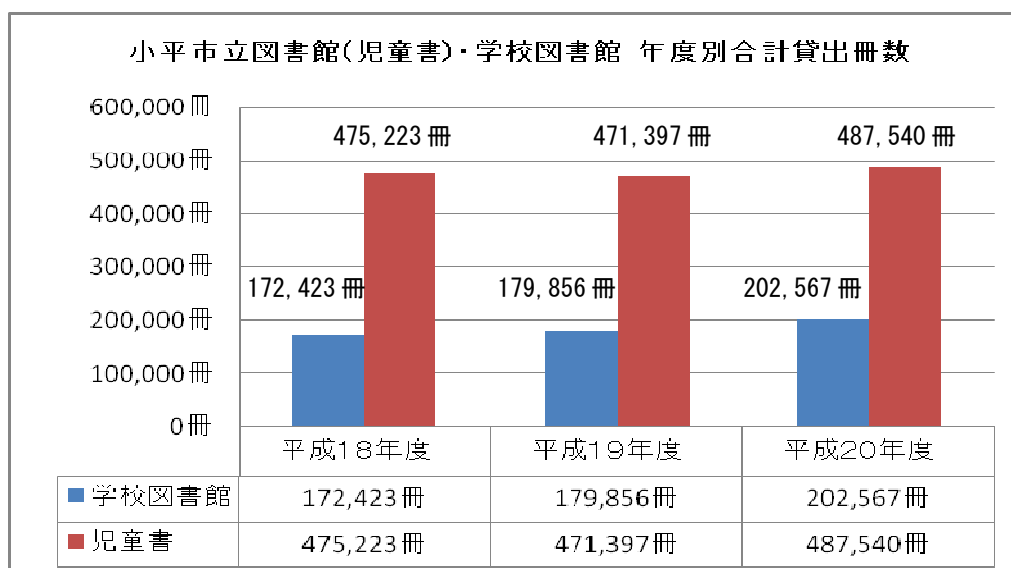
4 児童図書の貸出状況と児童・生徒の読書傾向

(1) 市立図書館の児童図書と学校図書館の図書の貸出冊数

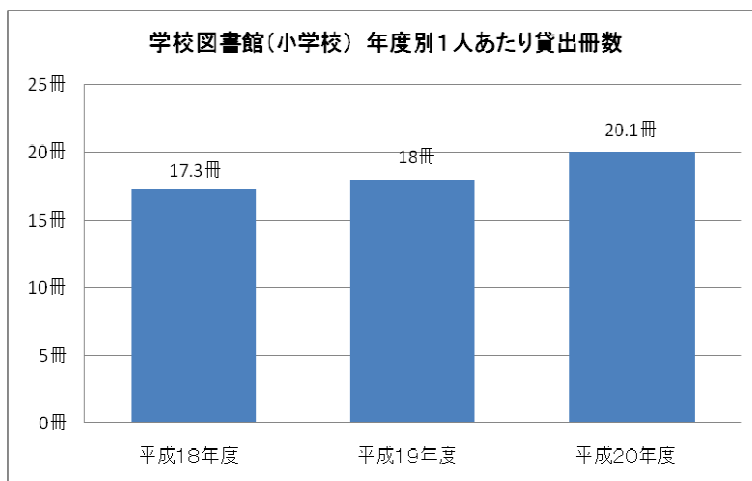
平成18年度から20年度までの3年間の子どもの本の貸出冊数を見ると、市立図書館全館の児童図書の貸出冊数は475,223冊から487,540冊と約1万2千冊の増となっています。一方市内27校の図書貸出冊数は、172,423冊から約3万冊増えて202,567冊と大きな伸びを示し、学校図書館の利用が大きく進んでいることが分かります。

市内の小学校19校の児童一人当たりの貸出冊数も、平成18年度の17.3冊から20年度は20.1冊に、中学校8校では生徒一人当たり1.6冊から3.2冊に伸びています。学校図書館に力を入れている学校のなかには、年に40.9冊という小学校もあり、子どもへの働きかけの大事さが分かります。

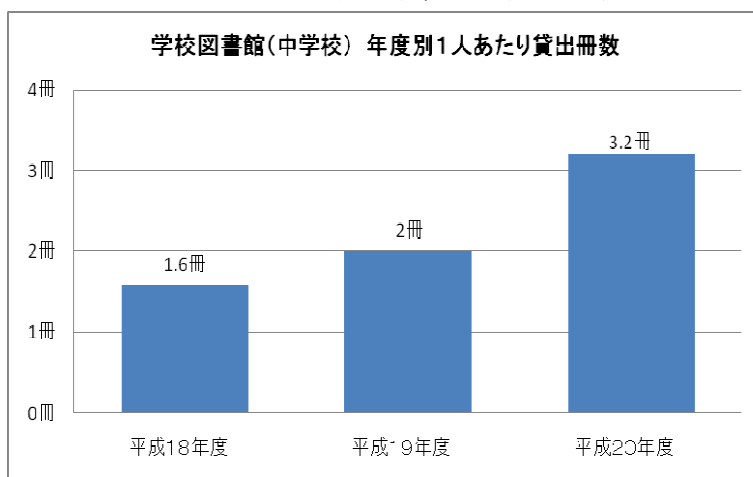
① 小平市立図書館の児童図書と学校図書館の図書の貸出冊数の推移



② 小平市内小学校の図書の貸出冊数の推移



③ 小平市内中学校の図書の貸出冊数の推移

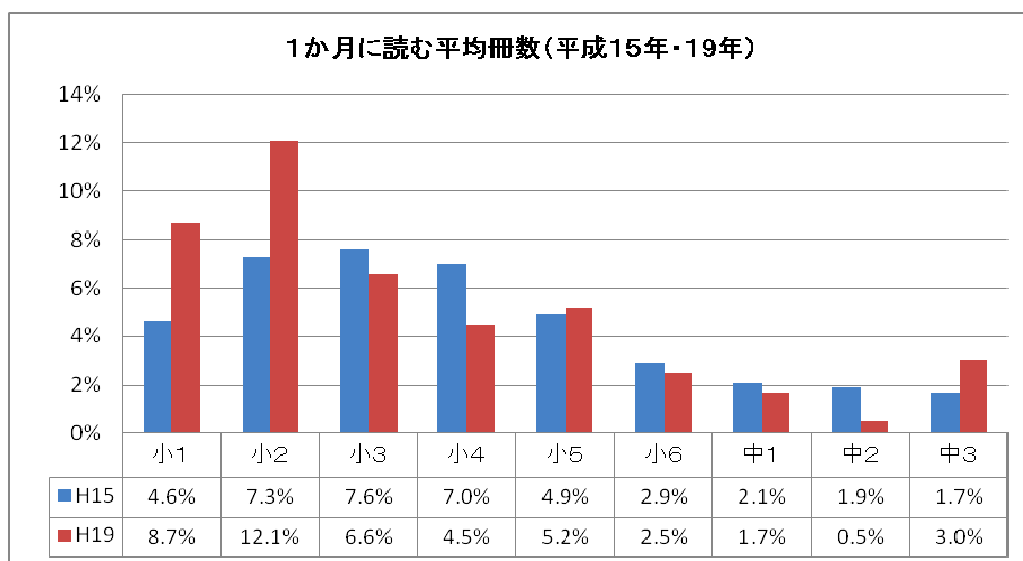


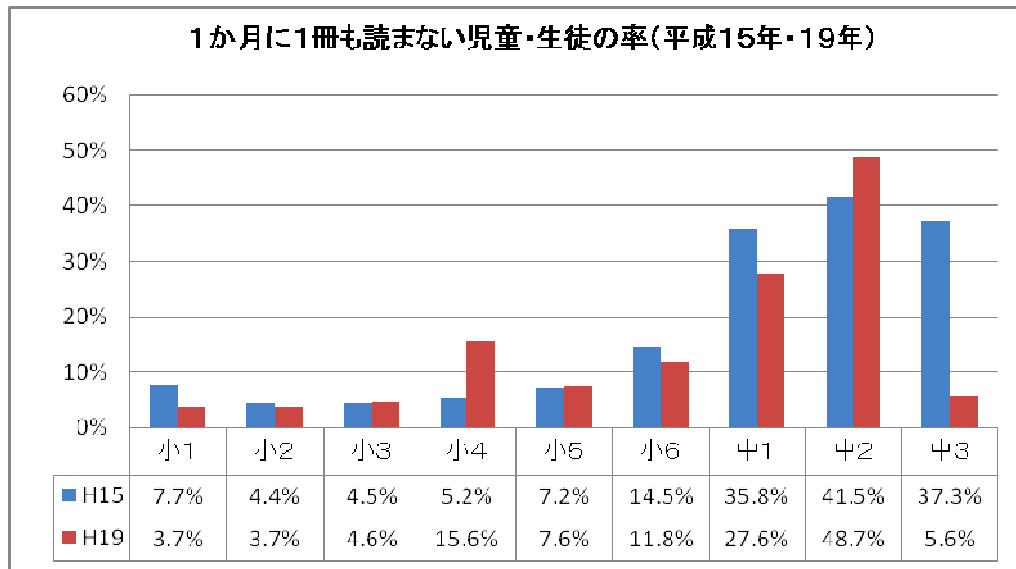
(2) 小平市の児童・生徒の読書状況

東京都教育庁による「児童・生徒の読書に関する調査」の平成15年度と平成19年度の状況です。平成15年度については市内の小学生8,849人、中学生3,616人を対象としており、平成19年度の調査では市内の小学生1,342人、中学生554人を対象に調査を行っています。

① 1か月に読む本の冊数

平成19年度には小学校全体で月に6.6冊読んでおり、平成15年度と比べると約1冊読む本が増えています。中学校全体では0.2冊の減となっており、1.7冊の本を読んでいます。また、1か月に1冊も本を読まない児童が多いのは、小学校4年生の15.6%、中学校では、2年生が48.7%と高くなっています。年齢が上がるにつれて読書離れがおきている状況と、ティーンズサービスの大切さが改めて必要なこととが数字に表れており、今後のサービスの重点課題です。

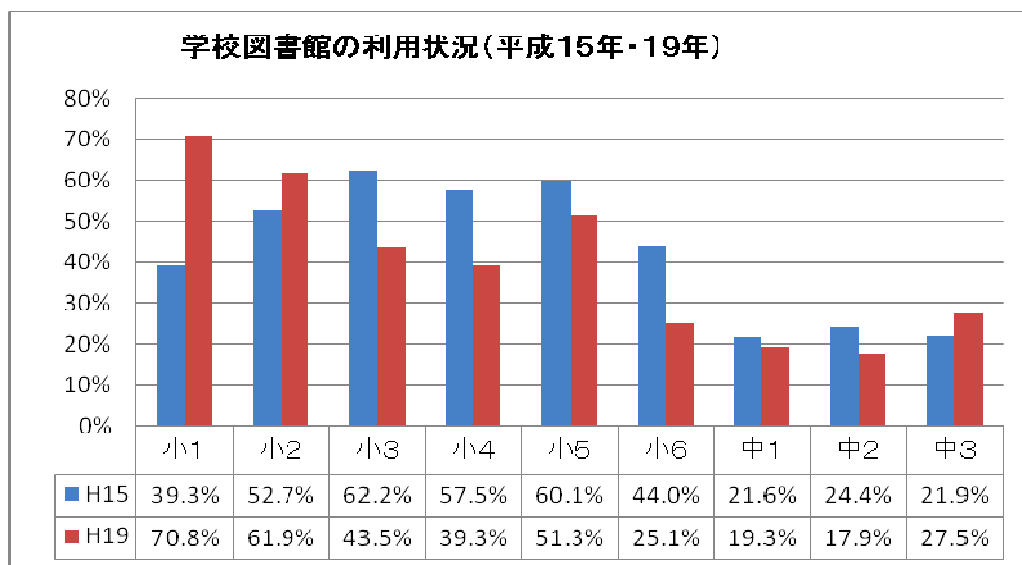


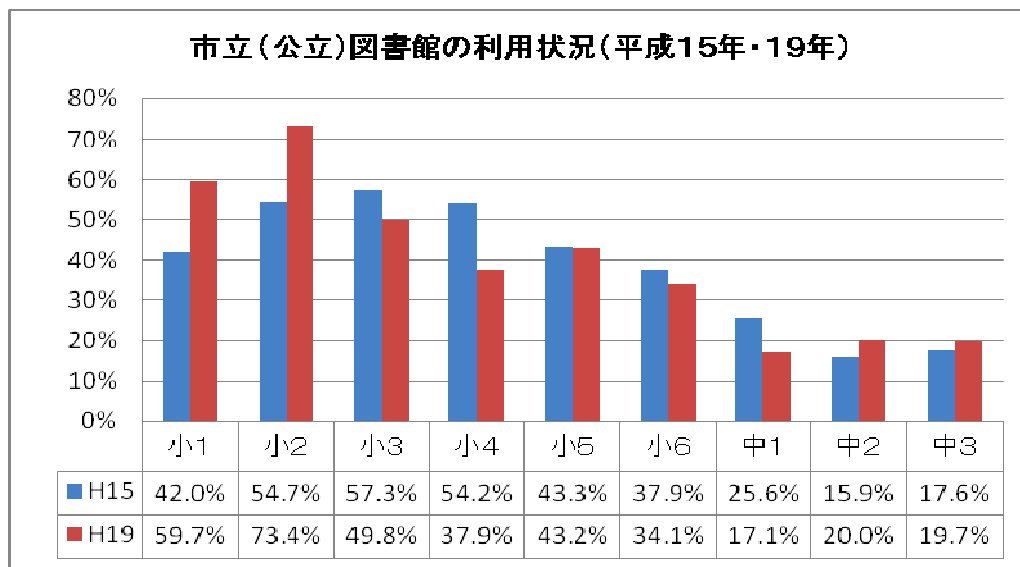


② 学校図書館と市立図書館の利用状況

学校図書館の利用率は、小学校1、2年生で60%を超えているものの、6年生では25%に、中学生になると更に値が下がっています。小学校の学校図書ボランティアや中学校の学校図書館協力員の活動、学校図書館システムを活用した蔵書検索や貸出返却手続きの簡素化といった活動や施策の中で、今後の推移を見守りたいと思います。

市立図書館の利用については、小学校1、2年生の利用率は高いものの学年が上がるに従って減少し、中学生の利用率は20%前後と低くなっています。地域の図書館で受け入れている図書館見学や職場体験などの機会を生かすとともに、中学年からの読書と図書館利用を支援するプログラムの改善・開発を図ることも子どもの読書推進に効果的と考えます。

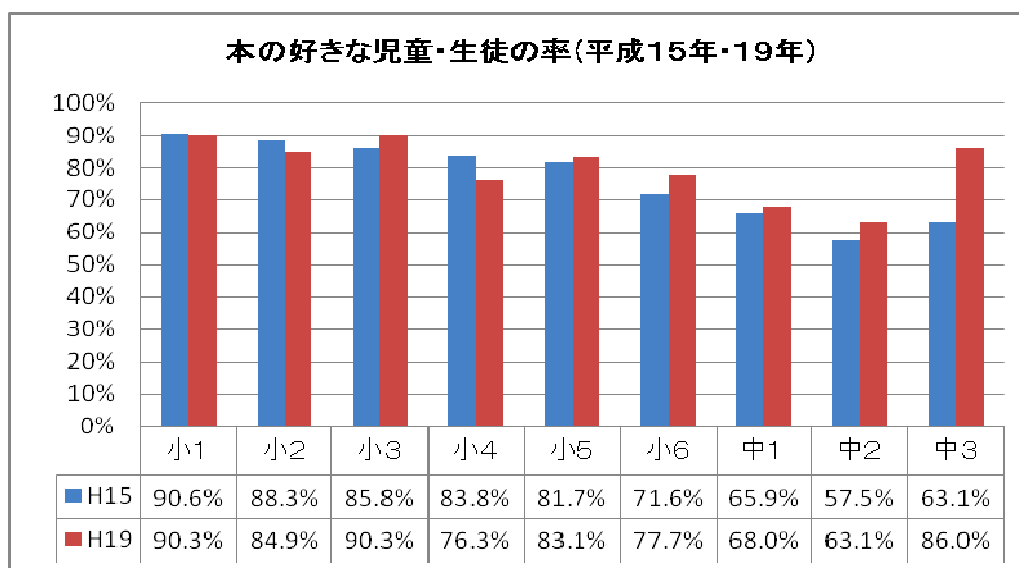




③ 本の好きな児童・生徒の率

本の好きな児童・生徒の率は、平成15年度、平成19年度ともほぼ同じ傾向を示しています。小学校の低学年では90%前後ですが、学年が上がり中学生になると低くなっています。しかし、平成19年度の中学生を見ると平成15年度より本が好きと回答している生徒が増えています。「朝読書」や中学校への学校図書館協力員の配置などにより、少しずつ効果が上がっていると考えられます。

この本が好きという子どもたちにどのように本を手渡していくのか、図書館、学校、地域、家庭が協力して、本の世界への入口へ導きたいものです。



5 子どもと読書を取り巻く状況

社会の情報化は急速に進み、テレビ、インターネット、パソコン、携帯電話などのメディアは、ますます発達し、子どもたちは、様々な情報を簡単に手にすることができるようになりました。このような急激な情報化と情報の氾濫による子どもたちの文字・活字離れ、読書離れは依然として懸念されます。

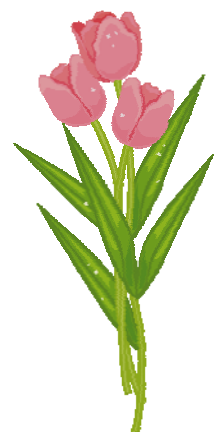
携帯電話の若年層への普及については、小学校（４年生以上）の児童の 38.4%、中学生の 66.4%が持っているということが東京都の調査※₃で明らかになっています。

また、ケータイ小説というジャンルさえ生まれ、中学生の読書にもこの傾向がうかがわれ、ケータイ小説の読者が生まれています。※₄

調べ学習・総合学習等で、子どもたちは簡便にインターネット上の情報を活用したりするなど、子どもと電子メディアやインターネットとの関わりが増えてきています。このような状況にあるだけに、より子どもの読書に対するきめ細かな働きかけが重要となってきます。

※₃ 子供のインターネット・携帯電話利用についての実態調査報告 東京都教育庁指導部 平成20年

※₄ 第54回 学校読書調査（毎日新聞社・全国学校図書館協議会）2009年



第2章 第2次計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

小平市子ども読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づいて作成した、小平市における子どもの読書活動の推進に必要な施策に関する計画です。

同法では、市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画は、国の子ども読書活動推進基本計画や都道府県子ども読書活動推進計画を基本とすることとしており、第二次東京都子供読書活動推進計画においても、「区市町村において、新たに推進計画を策定する際や、読書活動を推進していくに当たり、本計画の内容を踏まえることを期待するものです」とあることから、計画の策定に当たっては、国や都の計画を踏まえたものとします。

第2次小平市子ども読書活動推進計画においては、これらの計画を踏まえ、「学校図書館の充実」と「学校図書館と図書館の連携」に留意して策定することとします。

2 子どもの読書活動推進に関わる動き

(1) 国

国においては、計画改定が行われ、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」が閣議決定されています。今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策が示されています。ここでは、多様な情報提供を通じた家庭における読書活動への理解の促進、地域における読書環境の格差の改善、「学校図書館整備計画」を踏まえた学校図書館標準の達成を目指した図書の整備、司書教諭の発令の促進など、家庭、地域、学校それぞれにおける具体的取組について整理した内容となっています。

(2) 東京都

東京都は、平成21年3月に「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定しています。この計画は、「第一次東京都子ども読書活動推進計画」の課題を踏まえ、子どもの年代によって読書活動の課題が異なることから年代別に基本方針に則った取組を設定しています。

学校を対象とした方針では、読書を「指導の重点」と位置付け、読書指導計画を策定するなど組織的な取組の徹底を図ることに加え、未読者を中心とした児童・生徒一人一人への取組を行うとしています。また、区市町村・各学校に向けて情報提供を行うことをうたっています。乳幼児のいる家庭を対象とした方針では、絵本の読み聞かせに関する情報を提供するなど、乳幼児のいる家庭への啓発・支援を進めるとしています。更に取組状況を定期的に確認し、成果の達成状況を検証していくとしています。

3 基本目標

第1次計画の取組の成果と課題に重点を置き、学校図書館の充実と学校図書館と市立図書館の連携の充実を図ると共に、情勢の変化等を踏まえ、次の基本目標の下、引き続き子どもの読書活動の推進に取り組めます。

- 学校・家庭・地域が連携を取り合いながら、子どもの生活の中に読書が位置付けられるように読書機会の充実に努めます。
- 子どものより良い読書環境の整備に努め、子どもの身近にいつも本があるように本の整備を進めます。
- 読書に関わる活動を行っている地域の団体等を支援するとともに、読書活動を支援するボランティア等の育成を図ります。
- 資料や情報の相互利用や共同事業の実施等を図るため、関係機関との連携・協力活動を推進します。
- 読書活動への理解を深めるために、子ども読書活動の意義や推進についての啓発事業を行い、情報提供に努めます。
- 計画に基づく取組の推進状況を定期的に検証するとともに、子どもの読書をめぐる状況を踏まえながら、各事業を実施していきます。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成22年度から26年度までの5年間とします。

5 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

第3章 推進のための具体的な取組

1 家庭における読書活動の推進

家庭では、子どもが本に親しむ機会を作り、子どもと共に読書を楽しみ、暖かく見守ることが大切です。市では、様々な機会を通じ、子どもの読書に関する情報提供に努め、家庭での読書の推進を図ります。

○ 育児と読書

子どもは、おはなしを聞くのが大好きです。お母さんやお父さんのひざの上で絵本を読んでももらったり、おやすみ前におはなしの本を読んでもらうことで、言葉のリズムを楽しみ、豊富な語彙を身に付け、豊かな感性や想像力を身に付けていきます。そして読書の楽しさを味わった子どもは、自ら進んで読書をするようになります。

○ 保護者と読書

読書は多様な情報を提供し、未知の世界とめぐり会い、想像力と判断力を養い、心豊かな憩いの時間をもたらすものとして、大人にとっても欠かせません。

保護者の家庭での読書は、自分のためだけではなく、子どもが読書に興味を持ち知識を深めるための手本となり、何よりもその姿勢が読書への動機付けとなり、子どもに大きな影響を与えます。

○ 青少年期の読書

中学生・高校生と成長するにつれ学校生活が忙しくなって、興味や行動半径も広がり読書への関心が薄れる傾向があります。この時期は、教養を身に付け、個性を磨き、想像力や判断力を育むとともに、生涯にわたる読書習慣を身に付けるための大切な時期でもあります。保護者は、この時期の子どもの読書を暖かく見守り、励ますことが必要です。

(1) 3～4か月児健康診査時を利用した絵本リスト等の配布

乳幼児のいる家庭への情報提供として、健康センターで実施されている3～4か月児健康診査時に、健康課と図書館が連携して図書館コーナーを設け、絵本リストの紹介や配布を行います。

図書館では、親と子のふれあいがまず大切なことを伝え、わらべうた遊びなどの絵本なども紹介していきます。また、年齢に応じた絵本リストやパンフレットを作成し、家庭での子どもの本に親しむきっかけとなるように、子どもが利用する市内の施設などでの配布を進めます。

(2) 公民館の「家庭教育講座」の充実

公民館の「家庭教育講座」では、講座のなかに「絵本」や「わらべうた」などの講義内容や子どもの本や読書に関するカリキュラムを取り入れ、家庭での

親子の読書の推進を図ります。図書館職員も講師として講座で本の紹介などを行い、公民館と図書館の連携を進めていきます。

(3) 図書館の行事等

図書館では、「絵本のへや」や夏休みに実施している「家族一日図書館員」など各種の図書館行事を行う中で、図書館の活用と家庭での読書を推奨する事業を行います。

(4) 保護者を対象とした東京都の子どもの読書に関する相談事業等の紹介

都立図書館では、子ども読書に関する啓発リーフレットの発行や図書の展示、講演会などを開催するとともに、ホームページにこどもページを開設し、子ども読書の情報を発信しています。図書館では積極的に都立図書館の子どもへの読書活動の支援を紹介していきます。

2 学校における読書活動の推進

学校図書館の充実を図り、児童・生徒の「読書センター」と「学習情報センター」として機能する学校図書館を目指します。

学校図書館は、「読書センター」だけではなく、「学習情報センター」としての機能が求められ、「学校教育の中核」としての役割を期待されています。言語活動の充実を図るために、学校図書館の機能の高度化も一層求められています。「学びを支える学校図書館」の実現のために以下のように取り組みます。

(1) 「指導の重点」(教育課程)に読書活動を明記

「学校教育の中核」としての役割を期待される学校図書館を活用する学習を広く展開し、言語力を養成する読書活動を全教科で行います。

(2) 年間読書指導計画の作成と実施

① 各校における「学校図書館活用年間指導計画」の作成と実施

市立小・中学校では自校の実態に即して、司書教諭を中心に各教科の学習の展開に寄与する読書活動の推進に関わる計画を作成し、学校全体で読書活動の推進を図ります。

② 「学校図書館活用指導事例」の開発と実施

新しい学習指導要領を踏まえ、児童・生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、より良く問題解決をする資質や能力を育てる「学校図書館活用指導事例」の開発に取り組み実施します。

(3) 学校図書館の充実と校内の読書環境の充実

学校図書館は、児童・生徒の豊かな心を育む「読書センター」としての機能に加え、自主的な学習をサポートする「学習情報センター」としての役割を担うことが求められています。施設の改修の検討も含め、子どもたちが利用しやすいように、書架の配置やレイアウトの変更などについても引き続き研究します。

① 学習情報センター機能の充実

児童生徒が学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度や能力を育てるために、学校図書館における学習情報センター機能の充実を図ります。

学校における蔵書の構成を見直し、各教科の学習の展開に寄与する蔵書の充実を図ります。

② 学校図書館システムの活用

データベース化された学校図書館資料の活用方法を研究し、更にシステム内容の充実と整備に努めます。また学習に必要な資料の検索など市立図書館のホームページを活用して情報資源にアクセスできるような環境整備を図ります。

③ 学校間での図書の相互利用の研究

データベース化された学校図書館の資料を有効に活用するために、学校間での相互利用について研究を進めます。

④ 市立図書館資料の有効活用

市立図書館のホームページを活用して、調べ学習図書の特別団体貸出のための蔵書検索や、地域資料の活用を図ります。

(4) 図書資料の充実

児童・生徒が学習に応じて調べ方を身に付けるための基礎的な図書の整備に努めるとともに、心豊かな読書活動を推進する「読書センター」の役割を果たせるように「基本図書」の更新を図ります。

① 学校図書館図書標準の達成

平成5年に国が定めた学校図書館図書標準を達成するために、計画的に蔵書の充実を図るとともに学習課題に応じた蔵書計画を立て、必要に応じて図書の買い替えを進め、児童・生徒が学習に応じて調べ方を身に付けるための基礎的な図書の整備に引き続き努めます。

② 地域資料の活用

地域に関する資料の整備を図り、学校図書館と市立図書館との資料やデータの共有化を図ります。

(5) 校内体制の整備

① 各学級における取組

学級文庫の設置、朝読書の実施や、教諭や保護者による読み聞かせ、おはなしの時間などを設け、学級の中で、児童・生徒の読書の習慣を支えています。

また、夏休みのおすすめ本リストの活用、中学校では調べ学習用図書の集配システムの活用推進を図ります。

② 児童・生徒の一人一人の読書状況に応じた取組の研究

読書意欲の高い子への読書の幅を広げていけるような助言や読書意欲の低い子に向けた読書への動機付けや指導についての研究を進めます。

(6) 学校の読書活動を支える人材

学校図書館の利用を活発にし、児童・生徒と本を結び付けるための人的配置に努めます。

① 司書教諭の配置

司書教諭を引き続き、市内の全小・中学校に配置します。司書教諭は、各学校の読書活動に関する計画に基き、学校図書館の利用に対する指導を行うとともに、校内における協力体制を推進し、学校図書館運営の中核を担います。

② 学校図書館協力員の配置

中学校の学校図書館協力員を引き続き配置し、司書教諭の指導の下に図書館整備と開館時の業務を行います。また、小学校の学校図書館協力員の配置についても実施を図ります。

③ 学校図書ボランティアの受け入れと研修

保護者や地域の人々による学校図書ボランティア活動の充実を図り、研修支援を行って学校図書館の活性化に努めます。

④ 読書指南役の研究

読書指南役_{※5}に関する研究を進めます。読書指南役は、司書教諭及び学校図書館担当教諭等から選任することになりますが、児童・生徒の読書指導の中心となる読書指南役の役割等を、東京都が実施する事例研究等を参考に研究します。

※5 「第二次東京都子供読書活動推進計画」において提唱されている。

(7) 司書教諭等対象の研修、業務の支援

① 学校図書館司書教諭等研究協議会の実施

「学校図書館司書教諭等研究協議会」を開催し、情報交換及び司書教諭の指導力の向上を図ります。

② 教科等研究会図書館部会の充実

内容の充実を図り、各教科の学習の展開に寄与する図書館活動を具体化します。

(8) 特別支援学級における取組

特別支援学級に在籍する子どもへの読書環境の整備、個々の障がいに応じて工夫された読書活動等の読書推進プログラムの開発と実施を図ります。

(9) 啓発・広報の充実

① 読書週間などの啓発行事の実施

子どもの読書週間などを活用して、児童・生徒の読書活動を推進します。

② 図書館だより等の発行

「学級だより」での本の紹介や「学校図書館だより」等を発行して児童・生徒の読書への関心を引き出すように工夫します。

③ 学校図書ボランティアだよりの発行

「学校図書ボランティアだより」を発行し、情報交換を通して相互理解・相互啓発に努めます。

(10) 小・中学校の図書委員会活動

図書委員会活動等、児童生徒による主体的な図書館活動を活発にします。



☆学校図書ボランティア：季節の飾り付け☆



☆小学校の図書委員会活動☆

3 図書館における読書活動の推進

図書館の目的は、人の自立を支援し育てることにあります。

図書館は、子どもの読書活動推進における最も身近な拠点として、子どもたちが本や読書に親しむ環境の整備に努めます。

図書館は、開館以来児童サービスを重視し、児童書の選定・収集に力を入れるとともに、定期的におはなし会や児童図書に関する講演会を開催し、子どもの読書への関心を促す活動に積極的に取り組んできました。

子どもの読書離れ、活字離れが進んでいる現在、図書館は地域における資料及び情報提供の拠点として重要な役割を担い、子どもの読書活動におけるもっとも身近な施設であることを再確認して一層の充実に努め、子どもの読書活動推進の拠点となって、子どもの本と読書に関わるサービスの充実に図ります。

(1) 資料の充実

小平市立図書館の蔵書数は、全国的に見てもトップクラスの蔵書数となっています。しかし、子どもの読書活動を推進するためには、何よりも魅力ある資料がなければ読書意欲をかきたてることはできません。子どもに読書の楽しさが伝わるような選書に心がけ、魅力ある蔵書構成を目指します。

総合的な学習などで調べものにきた子どもたちの期待に応え、小学校・中学校の教科や調べ学習等を支援するための図書の提供を更に進めるために、参考資料を含めた児童図書の整備、充実に努めます。

また、新刊図書の購入を進めるとともに、長い間読み継がれてきた絵本や児童文学、ノンフィクション図書などの買い替えを行い、蔵書の充実に図り、子どもたちが手に取りたくなるような本を揃えていきます。

中学生の読書離れを深刻に受け止め、この年代の特徴をとらえた多様な資料の整備に努めます。職場体験やボランティア入門講座などの機会をとらえてティーンズの声を聞き、魅力的なコーナー作りに生かします。

読み聞かせ用の大型絵本の充実に図り、図書館行事に活用するだけでなく、年ごとに増加している地域や学校で読み聞かせなどの活動を行っている保護者に提供するとともに、リストを作成するなどの支援を図ります。

子どもたちが読んでみたいという気持ちを引き出すように、図書の展示方法や紹介等を工夫して、子どもと本の出会いを支援します。

(2) 施設・設備の充実

小平市には、中央図書館、地区図書館7館と3つの分室があり、11のサービスポイントで図書館サービスを行っています。市内のどこからでも歩いて15分ほどで図書館を利用できる環境が整備されています。

この恵まれた図書館環境を生かし、更に子どもたちの利用を進めるために、

調べ学習等に活用できるインターネット端末の整備を進めるなどこれからの情報化時代に対応した児童・青少年サービスの研究を進めます。

また、乳幼児・児童・生徒の保護者の視点から、図書館が利用しやすい施設であるか、使いやすい設備を備えているかなども見直していく必要があります。

(3) サービスの充実

① 乳幼児へのサービス

赤ちゃん絵本や幼児向けに年齢に応じた絵本を紹介するリストの発行、絵本のコーナー展示を充実させるなど広報活動を行い、乳幼児と保護者の図書館への来館を促して、成長の段階に応じた継続的な読書活動を支援します。

親子で一緒に参加でき、絵本の楽しさや親子のふれあいの機会を作る「絵本のへや」事業を充実させます。ここでは、わらべ歌や手遊びなども取り入れていきます。

乳幼児のいる家庭への情報提供として、3～4か月児健康診査時に図書館コーナーを設け、絵本リストの紹介や配布を行います。

② 児童・青少年へのサービス

ア おはなし会等の行事の実施

おはなしと絵本の読み聞かせによって、子どもたちに物語の面白さを伝え読書への誘いの機会となるおはなし会を実施します。

また、子どもや保護者が参加しやすいように、平成21年度から試みている休日や夜のおはなし会の結果を踏まえ、開催方法などの工夫をしていきます。

イ ティーンズサービスの充実

中学生、高校生に本との出会いの場を提供し、図書館を身近な存在にします。ティーンズ自身によるおすすめ本の発信やティーンズに向けた講演会などについても検討していきます。

ウ 児童向け科学講演会の開催

子どもたちに、科学の面白さを伝え、図書を使って調べる入口となるような講演会を開催します。

エ 図書館ボランティア入門講座の実施

小学生から大学生までを対象に図書館活動や読書への理解を深めるために図書館ボランティアの講座を実施します。

(4) 児童図書に関する講演会・行事

保護者や地域の大人に向けて、絵本や児童図書に関する講演会を実施し、子どもの本や読書に関する啓発を行います。

（５）特別な支援を必要とする子どもへの支援

① 図書館利用に障がいのある子どもへのサービス

「布の絵本・遊具」、「拡大写本」、「大活字本」、「点訳絵本」、「点字図書」等の資料の充実、資料リストの整備を進めます。また、保護者等の意見を伺い、利用環境の整備と利用の促進を図ります。展示会・講演会を開催し、障がい者サービス事業の周知と理解を深める事業を実施します。

布の絵本を作成する団体「拡大写本の会ひまわり」などとの連携を深め、布の絵本リストの紹介等を積極的に行い、サービスの充実に努めます。

② 外国語を母語とする子ども、帰国児童・生徒の読書活動の支援の研究

外国語の絵本や読み物を充実させ、広報して利用を呼びかけます。



☆布の絵本の作成：中央図書館の館外奉仕室で、打合せや作業をしています☆

（６）地域の学校等との連携

市内の図書館８館は、地域の小・中学校と連携して、児童・生徒の図書館利用や調べ学習、読書等に関する活動を支援します。また市内の私立学校や高等学校等も視野に入れた学校との連携も進めていきます。

① 市立図書館と学校図書館の連携・協力

図書館の蔵書のうち35万冊は児童図書で、学校図書館システムからの蔵書検索が可能になっています。この機能を有効活用して学校図書館との連携を推進し、活用を図ります。

市立図書館では、児童図書に関する新刊紹介や学校からの求めに応じて選書に関する情報提供やブックトークの研修を行うなど、司書教諭や学校図書館担当教諭、学級担任が学校図書館活用を図るための支援を行います。また、各図書館では担当している地域の小・中学校へのきめ細かなサービスを行います。教科で利用する図書の相談を受け付け、市内の図書館から本を集めて提供するなど授業内容の充実のための支援を図ります。

「学校図書館との連携推進事業」の実施により、資料の効率的な利用を図り、学校と市立図書館との本の集配システムや資料の相互利用について研究を進

めます。また学校と図書館との連絡会議も司書教諭や学校図書館相談員、学校図書館協力員も交えて開催し、情報交換や夏休みのおすすめ本の紹介などをしていきます。

② 学校図書館相談員による巡回相談

中央図書館に配置されている学校図書館相談員が、市内の小・中学校を巡回訪問して、学校図書館システム運用の支援、選書や図書館からの調べ学習図書の借り入れの相談などに応じて、学校と図書館との連携を進めます。

③ 学校図書館協力員への支援

中学校に配置されている学校図書館協力員からの本の補修やブックリスト作成などへの相談に応じたり、月1回の研修を実施して学校図書館の整備を支援します。

④ 図書館見学・職場体験の受け入れ

図書館見学では、図書館の使い方やおはなし会、本の貸出、館内見学等のプログラムを組み、子どもたちを読書につなげる図書館利用の案内を行います。また、中学生の職場体験を受け入れます。



☆図書館見学：「小平市には、図書館はいくつあるでしょう？」

お楽しみ館内探検ツアーやおはなし会、本の貸出などもりだくさん☆

⑤ インターンシップ・実習生等の受け入れ

図書館員を目指す大学生の実習や図書館での職場体験を積極的に受け入れるとともに、受け入れ学生が子どもの読書活動の推進の理解を深めるためのカリキュラムの実施を図ります。

⑥ 特別支援学校との連携

小平市内の都立小平特別支援学校との相互理解を深め、子どもたち一人一人の障がいに応じた本の紹介や布の絵本を使ったおはなし会を実施したり、図書館見学を受け入れるなど協力・連携を進めます。

⑦ 関係機関との連携と協力

図書館では、資料や情報の相互利用を図り、都内公立図書館等による共同事業の実施等、連携・協力活動を推進します。また児童図書に関する専門機関

との連携を進めます。

ア 都立図書館やその他の公共図書館

都立図書館は区市町村立図書館の求めに応じて、児童青少年資料の紹介や提供を行うとともに、子どもの読書に関するレファレンスの援助を行います。図書館では、子どもの読書活動に関する取組みについて、都立図書館との連絡調整を積極的に図り、都内公立図書館間における円滑な情報交換に努めます。

イ 国立国会図書館国際子ども図書館

国立国会図書館国際子ども図書館は、全国の児童図書館や学校図書館の活動を支援し、子どもの出版文化に関わる専門家に対して資料や情報の要求に応える児童書のナショナルセンターとしての役割を果たしています。小平市でも、国際子ども図書館との連携・協力を推進していきます。

(7) 市内の公共施設の子どもの本の充実に対する支援

市内の児童館、青少年センター、子ども家庭支援センター、地域センターなど子どもたちと保護者が利用する施設の子どもの本の充実のために、図書館では選書の相談等の支援を行います。

また、ブックリストや図書館案内を置いて図書館利用を呼びかけます。

(8) 専門的人材の育成・配置

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの本をよく知り、読書指導に関する知識や技術を備えた人材の育成が必要です。

子どもの読書活動を推進する上で必要とされる、子どもと本を結びつけるための専門的な知識を持った児童担当職員の配置及び養成に努めます。

また、職員が専門的な知識・技術を習得できるように、研修への参加を奨励します。都立図書館等の司書や市民団体の有識者との連携を図り、職場内や関連機関で実施される研修の機会を活用して、読書活動推進の担い手を増やすとともに、人の輪を広げます。

4 地域における読書活動の推進

地域では、地域のすべての子どもたちが読書に親しむ機会を提供し、読書環境を整備・充実するように努める必要があります。

(1) 保育園での読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を促すため、保育士が読書の大切さと必要性を認識し、図書コーナーを整備するなどの工夫をして、本に親しめる環境作りを行います。そのためには、保育活動の中に保育士による絵本の読み聞かせを積極的に取り入れるなど、子どもたちにおはなしの楽しさを知らせ、自発的な読書

活動につながるように配慮します。また、子どもの家庭での読書を推進するために保護者への働きかけを心がけます。

乳幼児の読書や読み聞かせ等に関する研修に取り組みます。

（２）幼稚園での読書活動の推進

幼稚園での読書活動の推進を支援するため、図書館では幼稚園の園児の図書館見学を受け入れ、大型絵本の読み聞かせや館内の見学を行っています。また、保護者の求めに応じて図書館の職員が幼稚園などを訪問し、絵本の紹介を行う市のデリバリー講座も実施します。

（３）児童館その他の公共施設での読書活動の推進

① 児童館

児童館は、子どもと保護者が気軽に利用できる交流の場として活用されています。親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における小学生・中学生の活動拠点として、その積極的な受け入れと活動の展開を図っています。

花小金井南児童館には、絵本中心の図書コーナーと科学読み物と童話のある工作室があり、約800冊の本があります。また小川町二丁目児童館には、絵本と読み物の揃ったコーナーがあり、自由に読書できるようになっています。これらの本を活用して、子どもが本に出会い、豊かな感性を育む場として機能することを目指します。

児童図書の充実を図り、ボランティアのサークルによる乳幼児向けの紙芝居や子ども文庫による絵本の読み聞かせやおはなしを楽しむ会等を行うなど子どもたちが本に親しむ機会を増やします。

② その他の施設

子どもたちが利用する青少年センターや市内の公共施設などでのこどもの本の充実を図ります。また地域センターなどで開催される「子ども広場」での読み聞かせ等によって子どもたちが本に親しむ機会を作ります。

（４）家庭文庫・地域文庫での読書活動の推進

市内には4つの子ども文庫があり、地域に根ざした活動を行っています。

家庭文庫や地域文庫は、身近で親しい雰囲気の中で本に接することができ、保護者同士の交流や学習の機会があります。読書に関心のない子どもが、読書に親しむきっかけとなります。地域の文庫を近くの友達同士で訪れることで、子どもは読書の喜びを分かち合う仲間を見つけ、本の世界へ案内してくれる大人に出会うことができます。

子どもや保護者は、家庭文庫や地域文庫を利用することで、一層地域に密着した読書活動を実践することができます。

図書館では、子ども文庫の活動が円滑に機能するように児童図書の団体貸出などを通じ活動の支援をしていきます。

5 地域の力を生かした読書活動の推進

市民団体やボランティアと連携して、子どもの読書活動を推進するとともに、協働して子どもの読書環境整備に努めます。

(1) ボランティア等の育成、研修事業の実施

① 学校支援ボランティアの実施

「小平地域教育サポート・ネット事業」として様々な学校支援ボランティア活動が行われ、図書ボランティアが活動しています。生涯学習推進課と図書館は連携して研修機会を提供し、引き続き学校図書ボランティア活動を推進します。

② 「読み聞かせ実践講座」の実施

学校や幼稚園等で読み聞かせをするボランティアに対して、図書館職員が講師を務め、実践を通して基礎から学ぶ入門講座を実施します。

③ 図書館おはなし学習会の実施

ストーリーテリングや読み聞かせの学習会を開催して、語り手や読み手のスキルアップを図ります。



☆読み聞かせ実践講座：読みかたや本選びのアドバイス、絵本の紹介をします☆

(2) ボランティア等による自主的な活動の支援

市民団体と連携し、講演会や研修会を開催するとともに、図書館や学校で行っているおはなし会などの充実を図ります。

子ども文庫のほかにも増えてきている子どもの本に関わる市民団体やボランティアが実施する様々な読書活動を支援します。

6 読書推進体制の整備

子どもの読書活動を支え、活性化していくために、関連各課が連携していくとともに、市民との協働を図ります。

子どもの読書活動を推進するために、子ども読書推進のための会議を開催します。会議には、市民の意見が反映されるよう配慮します。

また、計画に基づく取組の推進状況を定期的に検証するとともに、子どもの読書をめぐる状況を踏まえながら、各事業を実施していきます。

7 啓発・広報

情報発信の充実を図り、乳幼児、児童・生徒、保護者への読書活動の啓発・広報に努めます。

(1) 子ども読書の日等における啓発事業の実施

4月23日の子ども読書の日を活用した「こだいら子ども読書月間」を実施して子どもが参加できる行事や展示会等を開催し、子どもの読書活動の推進に努めます。



☆こだいら子ども読書月間の展示：「おしえてみんなのすきなえほん」☆



☆布の絵本・遊具の展示☆

(2) 啓発資料等の普及

家庭や地域、学校に向けて読書推進のための図書館案内や図書リスト等を作成・配布し、読書活動推進に努めます。

学校や保育園、児童館、その他子どもが利用する施設、機関等にも子どもの読書活動推進を図る啓発資料を配布します。

（３）図書館行事等の実施

図書館見学や職場体験、図書館が行っているおはなし会や講座・講演会を通して読書の楽しさを子どもや保護者、子どもを取り巻く大人たちに知らせ、読書についてPRしていきます。

（４）ホームページや広報の活用

図書館ホームページを活用し、国や東京都等で発行する読書活動推進のためのリストの紹介やこどもとしょかんのページの充実を図り、地域資料及び地域情報を提供するなど情報発信に努めます。

市報や教育委員会だより、市ホームページ等を活用して、子どもの読書活動の推進に関わる行事やおはなし会などの情報提供を積極的に行います。



第4章 実施のための計画

1 家庭における読書活動の推進

施策項目	所管課	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
子育て支援事業との連携協力	児童課・図書館	継続				
3～4か月児健康診査時の絵本リスト配布	健康課・図書館	充実				
家庭教育講座の充実	公民館	充実				
家庭の読書を推進する行事等の実施	図書館	継続				
東京都の読書推進相談事業の紹介等	図書館	継続				

2 学校における読書活動の推進

施策項目	所管課	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
学校図書館活用年間計画の作成と実施	学校	継続				
学校図書館活用事例の開発と実施	指導課・学校	継続				
学習情報センター機能の充実	指導課・学校	充実				
学校図書館システムの整備と活用	学校・学務課・図書館	継続				
学校間での図書の相互利用の研究	指導課・学校	研究				
市立図書館資料の活用	学校・図書館	継続				
学校図書館図書標準の達成	学務課・学校	充実				
購入方針・廃棄基準の整備	学務課・学校	検討		実施	継続	
地域資料の活用	指導課・学校・図書館	検討	実施	継続		
学級における取組の実施	指導課・学校	検討	実施	継続		
児童・生徒の読書状況に応じた取組の研究	指導課・学校	研究	実施	継続		
司書教諭の配置	指導課・学校	継続				
中学校 学校図書館協力員の配置	学校・図書館	継続				
小学校 学校図書館協力員の配置	学校・図書館	実施	継続			
学校図書ボランティアの受入れと研修の実施	学校・生涯学習 推進課・図書館	充実				
読書指南役の研究	指導課・学校	研究				
学校図書館司書教諭等研究協議会の実施	指導課・学校	継続				
教科等研究会図書館部会の充実	指導課・学校	充実				
特別な支援を必要とする子どもへの 読書推進のプログラムの開発	指導課・学校	継続				
読書週間等の啓発行事の実施	学校	継続				
図書館だより等の広報の発行	学校	継続				
学校図書ボランティアだよりの発行	指導課・学校	検討	実施	継続		
児童・生徒の図書館活動の充実	学校	充実				

3 図書館における読書活動の推進

施策項目	所管課	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
魅力ある蔵書の充実	図書館	充実				
調べ学習用資料の充実	図書館	充実				
資料紹介と情報提供	図書館	充実				
図書館施設の整備・充実	図書館	充実				
乳幼児サービスの充実	図書館	充実				
各種図書リストの作成と配布	図書館	充実				
おはなし会・絵本のへやの開催	図書館	充実				
ティーンズサービスの充実	図書館	充実				
児童・ティーンズ向け行事の開催	図書館	充実				
図書館ボランティア入門講座の開催	図書館	継続				
児童図書・読書等に関する講演会の開催	図書館	継続				
布の絵本等の展示や利用の促進と福祉講演会の開催	図書館	充実				
外国語絵本等の充実と情報提供	図書館	検討	実施	継続		
学校への資料提供と教諭への支援	図書館	継続				
学校への図書集配システムの実施	図書館	継続				
学校図書館相談員による学校図書館支援	図書館	継続				
学校図書館協力員への支援	図書館	継続				
児童・生徒の図書館見学・職場体験の受入れ	図書館・学校	充実				
インターンシップ・実習生等の受入れ	図書館	継続				
都立特別支援学校との連携	図書館	検討	実施	継続		
都立図書館・国際子ども図書館等との連携	図書館	継続				
児童担当職員の養成と研修機会の充実	図書館	充実				
仲町図書館の改築	図書館	設計	設計・建築	建築	建築	開設
仲町図書館を活用した学校図書館支援	図書館	検討	検討	検討	検討	実施

4 地域における読書活動の推進

施策項目	所管課	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
保育園・幼稚園での読書活動の推進	保育課・図書館	継続				
児童館の絵本等の整備と読み聞かせ等の行事の実施	児童課	継続				
放課後子ども教室での読み聞かせ等の実施	生涯学習推進課	継続				
市内公共施設等での子どもの本の充実	関係課・図書館	検討	実施	継続		
子ども文庫活動への支援と協力	図書館	継続				
市内の各施設での絵本リスト等の配布	図書館	検討	実施	継続		

5 地域の力を生かした読書活動の推進

施策項目	所管課	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
学校支援ボランティアの実施	生涯学習推進課	継続				
小平地域教育サポート・ネット事業の実施	生涯学習推進課	継続				
「読み聞かせ実践講座」等の開催	図書館	継続				
市民団体等への読書活動推進の支援	図書館	継続				

6 読書推進体制の整備

施策項目	所管課	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
子ども読書推進のための会議の開催	図書館	実施	継続			
子ども読書活動推進計画の推進状況の把握	図書館	実施	継続			

7 啓発・広報

施策項目	所管課	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
子ども読書の日等における啓発事業	図書館	継続				
啓発資料の作成と配布	図書館	継続				
ホームページや広報の活用	図書館	充実				

—参 考 資 料—

【資料１】 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成１３年１２月１２日 法律第１５４号

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- ２ 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- ３ 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【資料２】「小平市子ども読書活動推進計画」改定に当たっての基本方針

平成２１年３月

「小平市子ども読書活動推進計画」改定に当たっての基本方針

小平市中央図書館

１ 計画改定の背景

次代を担う子どもの読書活動の推進は、地域社会における重要な課題である。

市は、平成１７年３月に３か年の計画である「小平市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書に関する施策を推進してきた。この間、「文字・活字文化振興法」の成立や「教育基本法」「図書館法」の改正の動きをはさみ、また平成１８年度から３年間の文部科学省の「学校図書館支援センター推進事業」を実施する中で、本計画を２年間延長した。

国においては、平成２０年３月に第二次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、子どもの読書活動推進に係る政府としての基本方針を明らかにしている。国では第一次基本計画の成果と課題の分析を行い、家庭・地域から学校に至る幅広い分野にわたる施策を総合的に推進している。

一方、情報化が進行し、家庭、学校、地域、情報などの子どもを取り巻く環境にも影響を与えている。これらの社会情勢の変化や東京都の動向などを視野に入れながら、引き続き子どもの読書活動推進を実践していくために現行計画を改定し、第二次「小平市子ども読書活動推進計画」を策定するものである。

２ 計画の位置付け（性格）

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第９条第２項に基づき作成する計画である。小平市第三次長期総合計画・前期基本計画との整合を図りながら、長期的な視点で子どもの読書活動の推進に向け、市が行う施策の基本的方向を示すものである。

なお、「小平市青少年育成プラン」「小平市次世代育成支援行動計画」など、他の計画との整合にも留意するものとする。

３ 計画対象期間

当計画の対象期間は、平成２２年度から平成２６年度までの５年間とする。

４ 計画改定の体制

（１）協議会による検討

図書館協議会により意見を頂くとともに、原案を検討する。

（２）市民からの意見・要望の収集

計画策定に当たっては、素案段階で市報や市ホームページにより意見募集を行い、市民からの意見・要望を広く収集する。

（３）庁内体制等の確保

計画については庁議に付議するものとする。計画案については、小平市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）により検討を行うとともに、学校図書館についての調査研究会議で調整を図る。

5 改定上の留意事項

(1) 市議会等への報告

改定作業の進捗状況については、必要に応じて市議会及び教育委員会に対して報告を行うものとする。

(2) 情報の公開

図書館協議会は公開とし、会議の要旨及び資料等については、速やかに公表するものとする。

6 その他の事項

計画策定に当たり、子どもの読書環境等の把握は、「子ども読書の日」などの図書館行事等の機会をとらえながら、実情を調査する。

7 計画策定スケジュール

	協議会・市民参加	事務局	
21 年 4 月			
5 月	図書館協議会開催①（概要の説明）		
6 月			検討委員会 調査研究会議 適宜開催
7 月	図書館協議会開催②（問題点の把握）		
8 月			
9 月	図書館協議会開催③（検討）	中間のまとめ	
10 月		素案作成・庁議付議	
11 月	図書館協議会開催④（検討）	意見募集	
12 月			
22 年 1 月	図書館協議会開催⑤（検討）		
2 月		計画案庁議付議	
3 月	図書館協議会開催⑥	印刷・製本	

【資料 3】 小平市立図書館条例・小平市立図書館条例施行規則（抜粋）

○小平市立図書館条例

平成12年
条例第19号

（図書館協議会）

第9条 法第14条第1項の規定により、小平市中央図書館に小平市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、15人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○小平市立図書館条例施行規則

平成 12 年
教委規則第 7 号

（図書館協議会）

第 10 条 条例第 9 条第 1 項の小平市図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育の関係者 3 人以内
 - (2) 社会教育の関係者 4 人以内
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1 人以内
 - (4) 学識経験のある者 7 人以内
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
 - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 11 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。
- 5 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。
- 6 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（協議会の庶務）

第 12 条 協議会の庶務は、小平市中央図書館において処理する。

【資料４】 小平市図書館協議会委員名簿

〔任期 平成２１年４月１日～平成２３年３月３１日〕

No.	氏 名	職 業・役 職	選出区分	備 考
1	松尾 正幸	小学校長（花小金井小学校）	1	
2	五十嵐孝博	中学校長（花小金井南中学校）	1	
3	伊藤 規子	公募委員	2	
4	杉本 順子	公募委員	2	
5	田中 勝男	公募委員	2	
6	山城 誠一	公募委員	2	
7	鈴木由美子	小平市子ども文庫連絡協議会	3	
8	安形 輝	亜細亜大学准教授	4	
9	大沼 晴暉	慶應義塾大学教授（書誌学）	4	副会長
10	落合 美代	津田塾大学学生生活課長	4	会長
11	保坂 重政	児童文学研究者	4	
12	中空 善彦	公募委員・マスコミ経験者	4	

平成２１年４月１日

選出区分

- 1＝学校教育の関係者
- 2＝社会教育の関係者
- 3＝家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 4＝学識経験のある者

【資料５】 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

平成２１年４月１日制定

（設置）

第１ 小平市子ども読書活動推進計画の改定について検討を行うとともに、子どもの読書活動を推進するため、小平市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２ 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- （１） 小平市子ども読書活動推進計画に関する事項を検討すること。
- （２） 小平市の子どもの読書活動の推進に関すること。

（構成）

第３ 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第４ 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- ２ 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- ３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集等）

第５ 委員会は、委員長が招集する。

- ２ 委員長は、必要に応じて検討事項に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第６ 委員会の庶務は、小平市中央図書館において処理する。

（その他）

第７ この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（施行期日）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

別表（第3、第4関係）

役 職	職 務 名
委員長	中央図書館長
副委員長	次世代育成部保育課長
委 員	次世代育成部児童課長
委 員	次世代育成部参事
委 員	次世代育成部青少年男女平等課長
委 員	健康福祉部健康課長
委 員	教育部学務課長
委 員	教育部指導課長
委 員	教育部生涯学習推進課長
委 員	中央公民館長

【資料6】 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	職 務 名
委員長	柄澤 俊彦	中央図書館長
副委員長	遠藤 毅	次世代育成部保育課長
委 員	鳥越 恵子	次世代育成部児童課長
委 員	大野 礼子	次世代育成部参事
委 員	島村 孝雄	次世代育成部青少年男女平等課長
委 員	藤井 重男	健康福祉部健康課長
委 員	大滝 安定	教育部学務課長
委 員	山田 裕	教育部理事
委 員	有馬 哲雄	教育部生涯学習推進課長
委 員	深谷 達	中央公民館長

【資料 7】 学校図書館との連携推進事業研究会議 委員名簿

学校図書館との連携推進事業研究会議 委員名簿（平成 21 年度）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
関口 徹夫	小平市教育委員会・教育部長	委員長
山田 裕	小平市教育委員会・教育部理事	
谷口 雄磨	小平市教育委員会指導課・指導主事	
小松 信也	小平第一中学校・校長	中学校校長会会長
廣田 経夫	小平第十一小学校・校長	小学校校長会会長
五十嵐孝博	花小金井南中学校・校長	図書館協議会委員
松尾 正幸	花小金井小学校・校長	図書館協議会委員
大滝 安定	小平市教育委員会・学務課長	
柄澤 俊彦	小平市中央図書館・館長	
齋藤 淑子	小平市中央図書館・館長補佐兼調査係長	事務局
渡辺 房江	小平市中央図書館・サービス係長	事務局

【資料 8】 小平市子ども読書活動推進計画策定経過

日 程	会 議	検 討 内 容
平成 21 年 5 月 1 日（金）	子ども読書活動推進 計画検討委員会	・策定方針の確認・現行計画について ・国と都の動向について
5 月 14 日（木）	図書館協議会	・策定方針と進め方について
7 月 23 日（木）	図書館協議会	・乳幼児アンケートの結果報告と課題について
7 月 29 日（水）	学校図書館との連携 事業研究会議	・学校と図書館との連携について ・現行計画と学校図書館について
9 月 17 日（木）	子ども読書活動推進 計画検討委員会	・平成 20 年度進捗状況調査による各課の 現状 ・計画原案についての説明
9 月 24 日（木）	図書館協議会	・計画原案についての説明
11 月 5 日（木）	図書館協議会	・計画原案についての検討
12 月 20 日（日） ～平成 22 年 1 月 8 日（金）		・市民意見提出手続の実施
1 月 28 日（木）	図書館協議会	・市民意見提出手続結果について

【資料 9】 小平市立図書館の児童サービス状況

「小平市立図書館事業概要 平成 18 年度～20 年度」より作成

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
登録率	0 ～ 6 歳	28.9%	26.8%	26.2%
	7 ～ 12 歳	98.5%	99.9%	100.7%
	13 ～ 15 歳	98.7%	105.2%	108.0%
	16 ～ 18 歳	76.1%	84.3%	90.6%
利用率	0 ～ 6 歳	74.3%	72.6%	71.3%
	7 ～ 12 歳	66.7%	63.8%	62.3%
	13 ～ 15 歳	36.8%	34.9%	31.2%
	16 ～ 18 歳	33.7%	26.8%	23.6%
児童図書	蔵書冊数	347,727冊	350,998冊	349,911冊
児童図書	個人貸出冊数	475,223冊	471,397冊	487,540冊
児童図書	団体貸出冊数	11,806冊	12,857冊	12,756冊
おはなし会	開催回数	414回	420回	410回
おはなし会	参加人数	4,711人	4,365人	4,191人
絵本のへや	開催回数	95回	96回	96回
絵本のへや	参加人数	1,366人	1,554人	1,791人
大人のためのおはなし会		2回／46人	2回／29人	2回／46人
図書館見学	開催回数	20回	16回	16回
図書館見学	参加人数	1,541人	1,327人	1,403人
特別団体貸出冊数	小学校		16校／3,139冊	16校／5,257冊
特別団体貸出冊数	中学校		3校／411冊	5校／571冊
職場体験受入人数		7回／26人	15回／51人	20回／52人

※ 各年度の 1 月 1 日現在の人口で算出。

※ 登録率は転出者を含むため 100%を超えることがある。

【資料 10】「児童・生徒の読書の状況に関する調査」結果（平成 15 年度・平成 19 年度）

学年	1 か月に読む平均冊数		1 か月に 1 冊も読まなかった児童・生徒の率		1 か月間の学校図書館の利用率		1 か月間の市立（公立）図書館の利用率		本の好きな児童・生徒の率	
	H15	H19	H15	H19	H15	H19	H15	H19	H15	H19
小 1	4.6冊	8.7冊	7.7%	3.7%	39.3%	70.8%	42.0%	59.7%	90.6%	90.3%
小 2	7.3冊	12.1冊	4.4%	3.7%	52.7%	61.9%	54.7%	73.4%	88.3%	84.9%
小 3	7.6冊	6.6冊	4.5%	4.6%	62.2%	43.5%	57.3%	49.8%	85.8%	90.3%
小 4	7.0冊	4.5冊	5.2%	15.6%	57.5%	39.3%	54.2%	37.9%	83.8%	76.3%
小 5	4.9冊	5.2冊	7.2%	7.6%	60.1%	51.3%	43.3%	43.2%	81.7%	83.1%
小 6	2.9冊	2.5冊	14.5%	11.8%	44.0%	25.1%	37.9%	34.1%	71.6%	77.7%
中 1	2.1冊	1.7冊	35.8%	27.6%	21.6%	19.3%	25.6%	17.1%	65.9%	68.0%
中 2	1.9冊	0.5冊	41.5%	48.7%	24.4%	17.9%	15.9%	20.0%	57.5%	63.1%
中 3	1.7冊	3.0冊	37.3%	5.6%	21.9%	27.5%	17.6%	19.7%	63.1%	86.0%

【資料11】 学校図書館蔵書数

学校名	学級数	国基準蔵書数	平成20年度末 蔵書数	平成20年度末 国基準に対する比率
小平第一小学校	18	10,360冊	8,470冊	82%
小平第二小学校	18	10,360冊	6,126冊	59%
小平第三小学校	19	10,560冊	8,773冊	83%
小平第四小学校	15	9,160冊	9,016冊	98%
小平第五小学校	19	10,560冊	7,435冊	70%
小平第六小学校	18	10,360冊	11,627冊	112%
小平第七小学校	24	11,560冊	11,516冊	100%
小平第八小学校	16	9,560冊	9,779冊	102%
小平第九小学校	21	10,960冊	8,814冊	80%
小平第十小学校	16	9,560冊	8,814冊	92%
小平第十一小学校	18	10,360冊	10,619冊	103%
小平第十二小学校	15	9,160冊	7,277冊	79%
小平第十三小学校	17	9,960冊	8,798冊	88%
小平第十四小学校	16	9,560冊	9,963冊	104%
小平第十五小学校	13	8,360冊	8,381冊	100%
花小金井小学校	9	6,520冊	6,583冊	101%
鈴木小学校	10	7,000冊	9,485冊	136%
学園東小学校	12	7,960冊	7,098冊	89%
上宿小学校	12	7,960冊	7,391冊	93%
合 計	306	179,840冊	165,965冊	92%

学校名	学級数	国基準蔵書数	平成20年度末 蔵書数	平成20年度末 国基準に対する比率
小平第一中学校	16	12,640冊	13,570冊	107%
小平第二中学校	21	14,560冊	14,061冊	97%
小平第三中学校	20	14,240冊	14,000冊	98%
小平第四中学校	14	11,680冊	14,534冊	124%
小平第五中学校	15	12,160冊	13,106冊	108%
小平第六中学校	17	13,120冊	12,180冊	93%
上水中学校	9	9,040冊	7,540冊	83%
花小金井南中学校	11	10,160冊	9,919冊	98%
合 計	123	97,600冊	98,910冊	101%

※ 国基準蔵書数は、平成20年5月1日現在の学級数に基づいています。

【資料 12】「小平市子ども読書活動推進計画のための乳幼児読書アンケート」結果

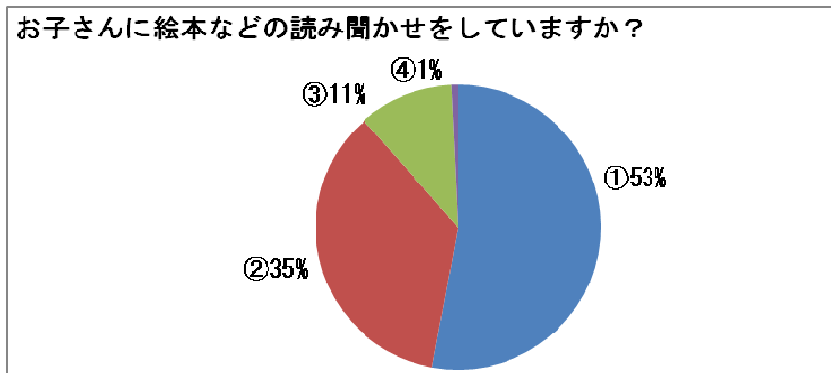
- 1 実施期間 平成21年4月25日（土）から5月14日（木）まで
- 2 実施場所 小平市中央図書館及び地区図書館の児童コーナー
- 3 目 的 「小平市子ども読書活動推進計画」の第二次の計画策定のため、乳幼児の読書の状況を把握する。
- 4 実施方法
 - （1）対 象：乳幼児及び児童の保護者
 - （2）実施方法：アンケート用紙は、図書館入口ホールや各館の児童コーナーに置き、「おはなし会」「絵本のへや」などの行事の際に保護者に記入してもらった。また中央図書館では実施中の「読み聞かせ実践講座」の参加者に協力を依頼した。
- 5 回収数 253件
- 6 実施結果について

設問1 お子さんはおいくつですか？（複数回答）

① 0～2歳のお子さんがいる方	84人
② 3～5歳のお子さんがいる方	104人
③ 6歳以上のお子さんがいる方	111人

設問2 お子さんに「絵本」などの読み聞かせをしていますか？

① ほぼ毎日	134人
② ときどき	90人
③ ほとんどしていない	27人
④ 回答なし	2人



「ほぼ毎日」、「ときどき」を合わせると224人88.5%が絵本などの読み聞かせをしていることが分かります。

本に親しむ土台が形成される子ども時代の始まりの時期に、身近な人に本を読んでもらうことはとても大切なことと言えます。また、本を読んでもくれる母親・父親・祖父母あるいは兄弟姉妹たちと過ごす時間は、乳幼児の健やかな人格形成に役立つものと思われます。

しかし、ほとんど読み聞かせをしていないという回答が27人10.7%もあります。図書館に来館していても読み聞かせをしていない家庭があるということを考えると、乳

幼児の保護者に対して今後どのような取り組みをしていくのかを検討する必要があります。

設問3 読み聞かせをしてあげるのはどんな時ですか？（複数回答）

① 遊びのなかで	100人
② お昼寝や夜寝る前など	177人
③ その他	16人
④ 回答なし	9人

読み聞かせをしている家庭での回答です。

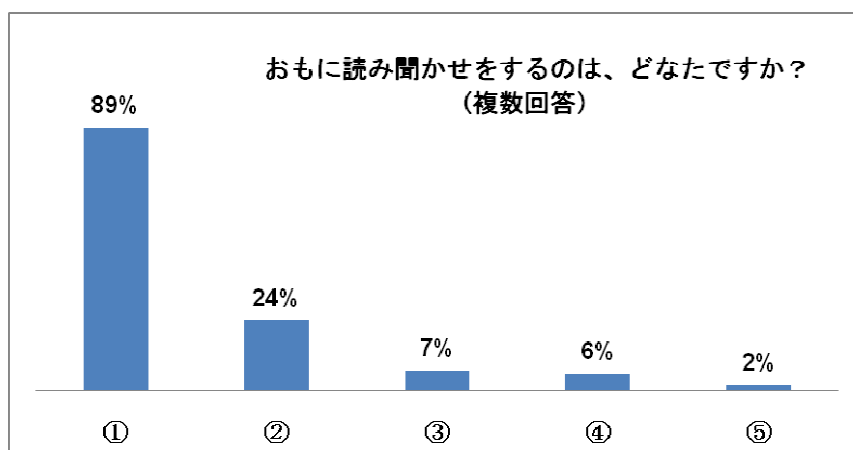
子どもの70%が夜寝る前やお昼寝の時などに、本を読んでもらっていることが分かります。お布団に入る前のひとときの、それぞれの家庭での様子が見えるようです。

また39.5%の子どもが遊びの時などに絵本の読み聞かせをしてもらっており、子どもの生活リズムの中で、じょうずに絵本が取り入れられていることがよく分かります。字が読めるようになると読み聞かせをやめてしまいがちですが、字が読めることと本を読み理解できることは違います。読み聞かせを上手に育児に取り入れて本好きな子どもが増えるように図書館やその他の施設では保護者への啓発に取り組み、支援していくことが大事だと考えます。

設問4 おもに読み聞かせをするのは、どなたですか？（複数回答）

① お母さん	224人
② お父さん	61人
③ 祖父母	17人
④ その他	15人
⑤ 回答なし	5人

読み聞かせをしているのは、母親が224人88.5%となっていますが、61人24.1%の父親が子どもに本を読んであげていると回答しています。ここでは父親の育児に参加する姿勢がよく分かります。また「その他」の中には兄弟姉妹をあげている家庭もありました。



設問5 家にある「絵本」や「子どもの本」の数は？

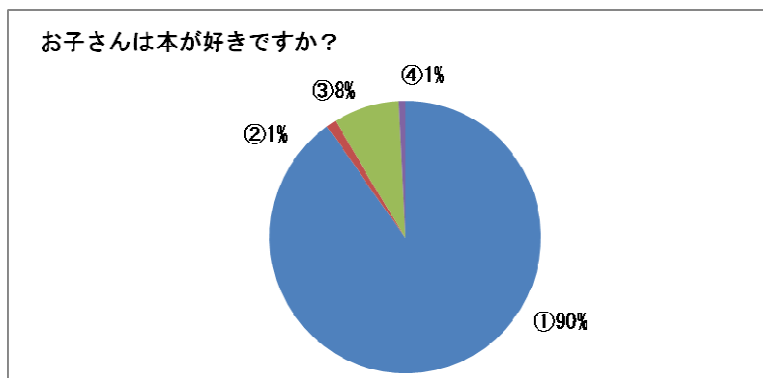
- | | |
|---------|------|
| ① 10冊以下 | 32人 |
| ② 10冊以上 | 218人 |
| ③ 回答なし | 3人 |

「10冊以上ある」と答えたのは218人86.1%です。図書館に来館している家庭では、「設問7」からも明らかなように書店で本を購入すること多いことが分かります。気に入った本がいつも身近にあり、繰り返し読むことができる環境が整っていることは、本が好きな子どもに育つ上で大事なことの一つだと考えることができます。

設問6 お子さんは本が好きですか？

- | | |
|-------------|------|
| ① はい | 228人 |
| ② いいえ | 3人 |
| ③ どちらともいえない | 20人 |
| ④ 回答なし | 2人 |

228人90%が、「子どもが本が好き」と回答しています。「いいえ」と回答したのは3人のみでした。本が好きではない子どもに対してどのように本を薦めていくのかということは、図書館の児童サービスの大きな課題の一つです。



設問7 「絵本」や「子どもの本」はどのようにして選んでいますか？（複数回答）

- | | |
|----------------------------|------|
| ① 本屋さんで選ぶ | 132人 |
| ② 新聞や雑誌の広告などを見て | 32人 |
| ③ 「絵本」などのリストやパンフレットなどを見て選ぶ | 52人 |
| ④ 図書館で選ぶ | 197人 |
| ⑤ その他 | 14人 |
| ⑥ 回答なし | 2人 |

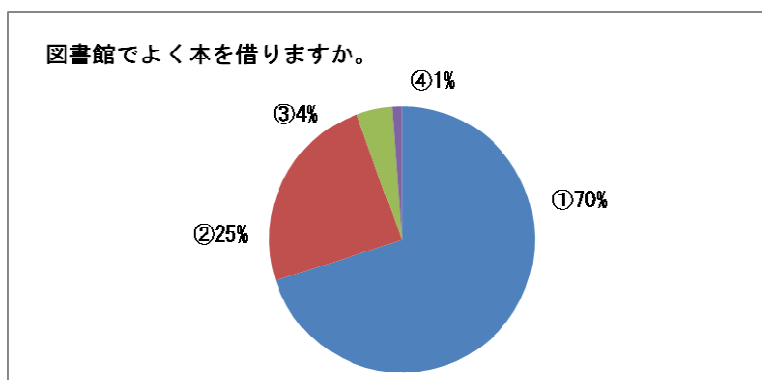
本選びについて質問してみました。

「書店」が132人52.2%、「図書館」が197人77.9%、「ブックリスト等を見る」が52人20.5%、「新聞雑誌等を見る」が32人12.6%でした。複数回答が多いことから、各種情報や図書館、書店を上手に利用して本選びをしていることが分かります。

設問8 図書館でよく本を借りますか。

① よく借りる	177人
② ときどき借りる	62人
③ ほとんど借りない	11人
④ 回答なし	3人

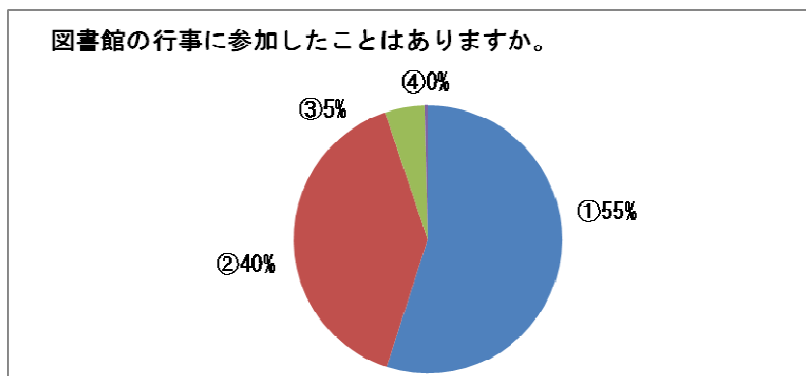
「よく借りる」「ときどき借りる」を合わせると 94.5%が利用しており、図書館来館の目的が絵本などの貸出しが主な目的であることがよく分かります。ほとんど借りないという方は11人4%です。



設問9 図書館の「おはなし会」「絵本のへや」などの行事に参加したことはありますか。

① はい	139人
② いいえ	101人
③ 知らなかった	13人
④ 回答なし	1人

図書館で行われる行事等に「参加したことがある」と回答した方は、139人54.9%おり、「参加したことがない」という回答は101人39.9%でした。「絵本のへや」「おはなし会」などの行事は、火曜日・水曜日・木曜日に行われており、参加しにくい家庭も多いと思われます。また「知らなかった」という回答も13人5.1%あり、PRの方法等についても改めて検討する必要があります。



設問 10 子どもの本や図書館についてご希望やご意見がありますか？

自由意見は、102件寄せられています。本に関する意見が最も多く、次いで図書館の児童コーナーや設備に関すること、絵本の部屋など行事についての意見も多くあげられています。本の紹介や展示をしてほしいというような図書館の児童サービスに対する具体的な希望も挙げられ、乳幼児サービスについての貴重なご意見をいただくことができました。

1. 本の購入に関するもの (25件)

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 特定の本や形態、特定分野の本の購入に関するもの | 14件 |
| (2) 新しい本の購入に関するもの | 6件 |
| (3) その他 本の種類を増やしてほしいなど | 5件 |

2. 図書館の児童コーナー、子どもに関する設備など (23件)

- | | |
|---|-----|
| (1) 子どもが声を出して本を読んだりできるコーナー、
赤ちゃん用の部屋、子どもに特化した図書館がほしいなど | 13件 |
| (2) 子ども用トイレ、椅子・机などに関するもの | 10件 |

3. 「おはなし会」「絵本のへや」など行事に関するもの (21件)

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 乳幼児向けの「絵本のへや」の回数を増やしてほしいなど | 10件 |
| (2) 楽しい、続けてほしいなど好意的な意見 | 7件 |
| (3) 土曜日や日曜日、休日等に行ってほしいなど | 4件 |

4. 子どもの本の展示や紹介、排架に関すること (18件)

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 季節ごとやお薦めの本の展示、絵本の紹介の希望 | 10件 |
| (2) 本の排架に関すること | 8件 |

5. その他の意見 (15件)

- | | |
|----------------------|----|
| (1) リクエストや開館時間に関するもの | 8件 |
| (2) 好意的な意見など | 3件 |
| (3) 利用者のマナー、駐車場の設置等 | 2件 |
| (4) 職員の専門的な知識に関すること | 2件 |

第2次 小平市子ども読書活動推進計画

発 行 日 平成22年3月

編集・発行 小平市中央図書館

〒187 - 0032

小平市小川町2丁目1325番地

TEL 042-345-1246

E-mail tosyokan@city.kodaira.lg.jp

価 格 ￥290

この印刷物は再生紙を使用しています